

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良県は、精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

奈良県知事

公表日

令和7年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務
②事務の概要	<p>精神障害者保健福祉手帳は、精神保健福祉法第45条に基づき、精神障害者の社会復帰および社会参加の促進を目的とした制度である。対象者は精神疾患を有し、精神障害のため長期にわたり日常生活や社会生活に制約をうける方が対象となる。障害の程度により、重い方から1級・2級・3級があり、等級によって税の控除額が異なるなど、利用できるサービスが変わることがある。手帳の有効期限は2年で、更新手続きは有効期限が切れる3ヶ月前から行うことができる。</p> <p>1. 申請受付業務 居住地の市町村は提出された「精神障害者保健福祉手帳交付申請書」及び診断書(精神の障害を事由とする障害年金を受けている場合は、診断書に代えて年金証書等の写し等を添付することもできる)を精神保健福祉センターへ1回/週進達を行う。精神保健福祉センターでは、申請書等の記載内容・添付書類の確認、申請者のデータ入力を行う。</p> <p>2. 審査会認定業務(1回/週に開催される審査会のために新規申請・更新申請・等級変更申請の申請書および診断書を用意する。審査は「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」(平成7年9月)に基づき、等級や保留、不承認が決定される。年金証書等の書類を添付した場合は、1回/週に年金事務所等に年金等級等の照会を行い、回答内容により手帳等級や不承認を決定する。不承認の場合は、不承認通知文を作成し、決裁の後、市町村を介して送付する)</p> <p>3. 手帳発行業務 (承認された申請に対して、手帳番号をシステムを使用して付与。規定の手帳様式に印刷を行う。手帳と交付通知文は、居住地の市町村を介して送付する)</p> <p>4. 統計報告業務 (厚生労働省へ衛生行政報告例提出、等級別市町村別手帳所持者数の年次推移のホームページ掲載等)</p>
③システムの名称	精神障害者手帳・通院医療管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者手帳管理システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表22の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>[提供側] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14, 18, 20, 25, 48, 49, 53, 75, 76, 77, 80, 81, 113, 124, 141, 144, 155の項</p> <p>[照会側] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 41の項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	奈良県福祉医療部医療政策局疾病対策課
②所属長の役職名	疾病対策課長
6. 他の評価実施機関	
奈良県精神保健福祉センター	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部法務文書課県政情報公開係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	奈良県福祉医療部医療政策局疾病対策課 精神保健係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8683 FAX:0742-27-8262
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報が記録された書類はファイルに綴じ施錠できる書庫に保管している。 廃棄する場合には、廃棄した記録を保存している。 特定個人情報が記録された書類を送付する場合には、封入する書類の中身や封筒の宛先に誤りがないかを、複数人で確認している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている [十分である]
判断の根拠	特定個人情報が記録された書類はファイルに綴じ施錠できる書庫に保管している。 廃棄する場合には、廃棄した記録を保存している。 特定個人情報が記録された書類を送付する場合には、封入する書類の中身や封筒の宛先に誤りがな いかを、複数人で確認している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	奈良県医療政策部保健予防課	奈良県福祉医療部医療政策局疾病対策課	事後	組織改正による修正
平成31年3月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健予防課長 中井 康純	疾病対策課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更
平成31年3月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	総務部総務課県政情報係	総務部法務文書課県政情報係	事後	組織改正による修正
平成31年3月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	奈良県医療政策部保健予防課 精神保健係	奈良県福祉医療部医療政策局疾病対策課 精神保健係	事後	組織改正による修正
平成31年3月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何らか	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	対象者数の増加に伴う修正
平成31年3月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年6月30日	平成30年6月30日	事後	時点修正
平成31年3月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年6月30日	平成30年6月30日	事後	時点修正
平成31年3月8日	IV リスク対策		「リスク対策」に関する記載を追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更
令和2年3月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、106の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号二、同条第2号二、第20条第2号口、第21条第1号口、同条第2号口、同条第3号、第22条第1号口、同条第2号、同条第3号、第28条第1号口、同条第2号から第10号まで、第29条第2号、第30条第4号、第31条第4号口、第42条第2号、第53条第1号口、同条第2号口、同条第3号口及び第59条の2第1号ト [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条各号	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、106の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号チ、同条第2号ト、第20条第2号口、第21条第1号口、同条第2号口、同条第3号、第22条第1号口、同条第2号、同条第3号、第28条第1号口、同条第2号から第10号まで、第29条第2号、第30条第5号、第31条第4号口、第42条第2号、第53条第1号二、同条第2号ハ、同条第3号口及び第59条の2第1号チ [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条各号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月30日	令和1年12月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月30日	令和1年12月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、106の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号チ、同条第2号ト、第20条第2号口、第21条第1号口、同条第2号口、同条第3号、第22条第1号口、同条第2号、同条第3号、第28条第1号口、同条第2号から第10号まで、第29条第2号、第30条第5号、第31条第4号口、第42条第2号、第53条第1号二、同条第2号ハ、同条第3号口及び第59条の2第1号チ [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条各号	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第4号ハ、第11条第1号ハ、第12条第1号チ、同条第2号ト、同条第4号チ、同条第6号ト、同条第8号チ、第14条第1号口、同条第2号口、第20条第2号口、第21条第1号口、同条第2号口、同条第3号、同条第4号、第22条第1号口、同条第2号から第11号、第28条第1号口、同条第2号から第10号まで、第30条第5号、第31条第4号口、第42条第2号、第43条の4第1号口、第53条第1号二、同条第2号ハ、同条第3号口、第55条第1号チ、同条第5号口、同条第6号ホ、同条第11号二及び第59条の2第1号チ [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条各号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部法務文書課県政情報係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	総務部法務文書課県政情報公開係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月24日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第4号ハ、第11条第1号ハ、第12条第1号チ、同条第2号ト、同条第4号チ、同条第6号ト、同条第8号チ、第14条第1号口、同条第2号口、第20条第2号口、第21条第1号口、同条第2号口、同条第3号口、同条第4号、第22条第1号口、同条第2号から第11号、第28条第1号口、同条第2号から第10号まで、第30条第5号、第31条第4号口、第42条第2号、第43条の4第1号口、第53条第1号二、同条第2号ハ、同条第3号口、第55条第1号チ、同条第5号口、同条第6号ホ、同条第11号二及び第59条の2第1号チ [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条各号	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第4号ニ、第11条第1号ハ、第12条第1号チ、同条第2号ト、同条第4号チ、同条第6号ト、同条第8号チ、第14条第1号口、同条第2号口、第20条第2号口、第21条第1号口、同条第2号口、同条第3号口、同条第4号、第22条第1号口、同条第2号から第11号、第28条第1号口、同条第2号から第10号まで、第30条第3号ホ、第31条第4号口、第42条第2号、第43条の4第1号口、第53条第1号二、同条第2号ハ、同条第3号口、第55条第1号チ、同条第5号口、同条第6号ホ、同条第11号二及び第59条の2の2第1号チ [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条各号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第4号ニ、第11条第1号ハ、第12条第1号チ、同条第2号ト、同条第4号チ、同条第6号ト、同条第8号チ、第14条第1号口、同条第2号口、第20条第2号口、第21条第1号口、同条第2号口、同条第3号口、同条第4号、第22条第1号口、同条第2号から第11号、第28条第1号口、同条第2号から第10号まで、第30条第3号ホ、第31条第4号口、第42条第2号、第43条の4第1号口、第53条第1号二、同条第2号ハ、同条第3号口、第55条第1号チ、同条第5号口、同条第6号ホ、同条第11号二及び第59条の2の2第1号チ [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条各号	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第4号ニ、第11条第1号ハ、第12条第1号チ、同条第2号ト、同条第4号チ、同条第6号ト、同条第8号チ、第14条第1号口、同条第2号口、第20条第2号口、第21条第1号口、同条第2号口、同条第3号口、同条第4号、第22条第1号口、同条第2号から第11号、第28条第1号口、同条第2号から第10号まで、第30条第3号ホ、第31条第4号口、第42条第2号、第43条の4第1号口、第53条第1号二、同条第2号ハ、同条第3号口、第55条第1号チ、同条第5号口、同条第6号ホ、同条第11号二及び第59条の2の2第1号チ [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条各号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和6年3月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年2月1日	令和6年2月1日	事後	時点修正
令和6年3月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年2月1日	令和6年2月1日	事後	時点修正
令和6年3月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の14の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第14条	・番号法第9条第1項 別表第一の14の項	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第4号二、第11条第1号ハ、第12条第1号チ、同条第2号ト、同条第4号チ、同条第6号ト、同条第8号チ、第14条第1号ロ、同条第2号ロ、第20条第3号ロ、第21条第2号ロ、同条第5号ロ、第22条第1号ロ、同条第2号から第11号、第28条第1号ロ、同条第2号から第10号まで、第30条第3号ホ、第31条第4号ロ、第42条第2号、第43条の4第1号ロ、第53条第1号二、同条第2号ハ、同条第3号ロ、第55条第1号チ、同条第5号ロ、同条第6号ホ、同条第11号二及び第59条の2の2第1号チ <p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二の25の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条各号 	<p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項 <p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二の25の項 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更
令和7年3月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の14の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表22の項	事後	法令改正による修正
令和7年3月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項 <p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二の25の項 	<p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14, 18, 20, 25, 48, 49, 53, 75, 76, 77, 80, 81, 113, 124, 141, 144, 155の項 <p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 41の項 	事後	法令改正による修正
令和7年3月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年2月1日	令和7年2月1日	事後	時点修正
令和7年3月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年2月1日	令和7年2月1日	事後	時点修正
令和7年3月25日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価及び重点項目評価	基礎項目評価	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和7年3月25日	IV リスク対策 8人手を介在させる作業	—	新設された「判断の基準」の記載	事後	特定個人情報保護評価指針の一部改正に伴う修正
令和7年3月25日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	新設された「評価項目」「判断の基準」の記載	事後	特定個人情報保護評価指針の一部改正に伴う修正